

旭川市公民館の運営に関する
サウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和3年9月

旭川市教育委員会社会教育部公民館事業課

目 次

1	調査の名称	P 1
2	調査の趣旨	P 1
3	公民館の概要	P 1
4	基本条件	P 3
5	調査の項目	P 5
6	調査実施について	P 6
7	その他	P 7
8	問合せ及び連絡先	P 8

【様式】

- ・ 現地見学会参加申込書（様式 1 - 1）
- ・ 説明会参加申込書（様式 1 - 2）
- ・ 参加シート（様式 2）
- ・ 対話シート（様式 3）
- ・ 質問票（様式 4）

【資料】

- ・ 令和3年度 旭川市公民館のあらまし
- ・ 施設概要
- ・ 公民館における施設管理業務の実施例
- ・ 旭川市公民館条例
- ・ 旭川市公民館条例施行規則
- ・ 旭川市公民館運営要綱

1 調査の名称

旭川市公民館の運営に関するサウンディング型市場調査（以下「調査」といいます。）

2 調査の趣旨

本市では、「行財政改革推進プログラム2020」を策定し、持続可能な財政運営と効果的で効率的な行政運営を目的に、民間活力を活用し、施設等のサービスの向上と効率的な管理運営体制の検討を進めることとしています。

公民館は、市内に本館が14館、分館が10館あり、そのうち、2つの本館及び本館に付随する1つの分館において、それぞれの地域に密着した団体が指定管理者として、地域の特色に応じた公民館事業の取組等を行っています。

これら以外の公民館については、直営となっておりますが、直営公民館について指定管理者制度による運営への移行を検討することは、上記プログラムの課題となっております。

このため、調査に参加する団体（以下「参加団体」といいます。）の皆さまとの対話の場を設定し、様々な視点から旭川市公民館の運営について整理し、施設の将来像を明確化することを目的に調査を実施します。公民館のさらなる魅力や利便性の向上を図ることができる、事業アイデアや運営手法等の御提案を期待しています。

3 公民館の概要

(1) 施設の概要

旭川市公民館の本館（14館）及び分館（10館）は次表のとおりです。分館には、建物全体が1つの分館となっている単独分館と、学校に設置されていて、公民館としての施設管理及び貸室を行っておらず、学校長及び教頭（それぞれ分館長及び分館主事）によって公民館事業のみ実施している学校分館があります。

本館のうち西神楽及び春光台公民館並びに分館のうち就実分館は、指定管理者制度により運営されています。また、市有施設の一部として、建物全体の管理を行っていない公民館もあることから、これらを除く7本館及び8分館を調査の対象といたします。

なお、各公民館の概要及び連絡先等につきましては、資料を御覧ください。

【調査対象公民館】

公民館名	所在地	備考
中央公民館	旭川市5条通20丁目1717番地の209	
東旭川公民館	旭川市東旭川町上兵村544番地	旭川市東旭川農村環境改善センターと併設
日の出分館	旭川市東旭川町日ノ出	単独分館
瑞穂分館	旭川市東旭川町瑞穂	単独分館
米原分館	旭川市東旭川町米原	学校分館（第1小学校に設置）
桜岡分館	旭川市東旭川町東桜岡	学校分館（第5小学校に設置）

公民館名	所在地	備考
末広公民館	旭川市末広1条2丁目4番4号	
東鷹栖公民館	旭川市東鷹栖4条3丁目636番地の23	
第1分館	旭川市末広3条7丁目	単独分館
第2分館	旭川市東鷹栖4線16号	学校分館（近文第2小学校に設置）
第3分館	旭川市東鷹栖10線21号	単独分館
第4分館	旭川市東鷹栖9線15号	単独分館
北星公民館	旭川市北門町8丁目2461番地の3	
新旭川公民館	旭川市東3条7丁目3番14号	
愛宕公民館	旭川市豊岡7条9丁目1番46号	

【調査対象外公民館】

公民館名	所在地	備考
永山公民館	旭川市永山3条19丁目4番15号	永山市民交流センター内に設置、公民館は建物全体の管理を行っていないため、調査対象外
神楽公民館	旭川市神楽3条6丁目1番12号	神楽市民交流センター内に設置。公民館は建物全体の管理を行っていないため、調査対象外
江丹別公民館	旭川市江丹別町中央	江丹別市民交流センター内に設置。公民館は建物全体の管理を行っていないため、調査対象外
嵐山分館	旭川市江丹別町嵐山	学校分館（嵐山小中学校に設置）。本館が調査対象外のため、同じく調査対象外
神居公民館	旭川市神居2条9丁目1番19号	神居支所内に設置。公民館は建物全体の管理を行っていないため、調査対象外
上雨紛分館	旭川市神居町上雨紛	単独分館。本館が調査対象外のため、同じく調査対象外
東光公民館	旭川市東光10条3丁目3番14号	市営住宅（第一東光団地）内に設置。公民館は建物全体の管理を行っていないため、調査対象外
西神楽公民館	旭川市西神楽南2条3丁目	西神楽市民交流センター内に設置。指定管理者が運営しているため調査対象外
就実分館	旭川市西神楽1線31号	単独分館。指定管理者が西神楽公民館と一体で運営しているため調査対象外
春光台公民館	旭川市春光台3条3丁目4番14号	指定管理者が運営しているため調査対象外

（２）調査に当たっての注意点

調査に当たり各分館につきましては、地域に対する公民館事業の実施や施設管理の観点から、本館と一体のものとして扱うこととします。

また、東旭川公民館については、市民生活部市民活動課で直営している「旭川市東旭川農

村環境改善センター」と併設しております。両施設は、正面出入口やロビー等を共用していることから、両施設の管理運営につきましては、一体のものとして扱うこととします。

旭川市東旭川農村環境改善センターについては、調査実施要領等が別に公表されていますので、詳しくはそちらを御覧ください。

4 基本条件

公民館は、社会教育法に基づき、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置されております。

(1) 施設の運営

運営に当たって、調査対象の本館には館長1名(※1)のほか、事務補助職員1名、主に高齢者学習の運営を担当する専門指導員1名(小中学校長退職者)及び平日夜間と土日に施設管理等を行う施設管理人2名が交代(※2)で、それぞれ勤務しております。また、同じく単独分館には、分館長及び分館管理人が各1名(※3)おり、各地域の方々が在職しています。

運営は施設の維持管理のみならず、室の使用申請の受付・審査・使用承認を行うとともに、公民館を使用する各種団体と常に円滑なコミュニケーションを図りながら、公民館の管理及び事業の実施について様々な協力を得る必要があります。

※1 正職員(過去に旭川市職員の再任用職員が在職した経過あり)

※2 いずれも会計年度任用職員(事務補助職員が2名いる館あり(中央)、また、東鷹栖公民館は施設管理人を業務委託しています)

※3 分館長が在職していない分館あり(第1・第3・第4)、分館管理人が2名在職する分館あり(第1)

(2) 公民館事業の推進

社会教育法に基づき、地域のニーズに応えながら次のような公民館事業活動を積極的に展開し、地域の教育力や地域力の向上に資することが求められます。

ア 学習機会の提供

乳幼児期の子どもを持つ家庭の教育力の向上支援や、青少年から高齢者まで各世代に適した体験学習や社会参加推進、また、社会の要請や今日的な課題に応じた学習機会や地域の歴史や自然、文化等の学習を通じて地域を再発見し、まちづくりを考える機会を提供しています。

イ 施設の提供

公民館は、地域の学習・交流の拠点として整備されており、様々な学習活動(サークル活動)等に使用されるほか、各種施設開放や子育て支援のための場を提供しています。

ウ 情報の提供

多くの公民館で公民館報を発行しているほか、旭川市ホームページ及び生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」で公民館事業の周知を行っています。

また、公民館に関連する団体の行事や催し物の周知も行っています。

エ 活動支援

社会教育関係団体・地域自治団体・社会福祉団体・生涯学習活動団体等の活動を支援し、サークル団体の育成を行っています。

オ 地域支援

地域まちづくり推進協議会との連携によるまちづくり事業の支援を行っているほか、公民館クラブ事業による地域活動の支援や家庭・地域・学校との連携による青少年活動等の支援も行っています。

カ 交流・連携

生涯学習活動団体をはじめとする各種団体による公民館まつりの開催や各種発表会・ミニギャラリー等により、学習成果の発表等を行っています。また、行政・教育機関・各種団体と公民館事業での連携・協力を行っています。

キ 市民参加

公民館の取組に地域の声を反映させるため、公民館フォーラムの開催や市民との協働による公民館事業の企画・運営を行っています。

また、公民館の運営に関して必要な事項を審議するため、旭川市公民館運営協議会を年2回開催しています。

(3) 留意事項

社会教育法や旭川市公民館条例，同施行規則，公民館運営要綱等の関係法令を遵守していること，また，旭川市が公表している総合計画，社会教育基本計画などを踏まえた提案内容としてください。

5 調査の項目

次の枠内の各項目について御意見，御提案（以下「御提案等」といいます。）をお聞かせください。スムーズな対話となるよう，事前に提出していただく対話シートの内容をもとに，対話を進める予定です。

具体的な御提案等に当たっては，調査の対象となっている公民館の全部又は一部を任意に選択した内容としていただいて結構です。ただし，本館と分館は一体のものとして，御提案等を行ってください。

※選択した公民館全体に対する1つの御提案等でも，選択した個別の公民館ごとの御提案等でも結構です。

※選択した公民館への現地見学会又は説明会に参加したかどうかは問いません。

1 全体について

- (1) 御提案等の公民館を選択した理由（全体とした場合は，全体を選択した理由）
- (2) 社会教育施設を管理運営した実績内容

2 施設運営について

- (1) 施設管理運営の事業方式
- (2) 現在の公民館で施設運営上課題と考えること
- (3) 公民館施設の魅力をどう捉え、どのように活用するか
- (4) 経費縮減，歳入確保のための効果的な取組
- (5) その他，市民サービスを向上できる提案

3 公民館事業について

- (1) イベントや事業内容に関する提案（具体例をいくつか含めること）
- (2) 地域活性化や交流人口増加につながる取組
- (3) 地域の連携や地域貢献に寄与する取組
- (4) その他，公民館の機能を活かした取組

4 課題と考えることについて

- (1) 公民館事業実施上，課題・懸念事項と考えること
- (2) 市の他施設と連携した取組のあり方
- (3) コロナ後の社会における公民館の取組のあり方

6 調査実施について

(1) スケジュール

ア 実施要領の公表・配布	令和3年9月13日（月）～11月5日（金）
イ 現地見学会・説明会への参加申込み	令和3年9月13日（月）～9月29日（水） ※次項に示す受付期間中に各公民館本館に連絡（分館の見学も本館に連絡）し、日程調整してください。
ウ 質問の提出	令和3年9月13日（月）～10月27日（水）
エ 現地見学会の開催	令和3年10月4日（月）～10月15日（金）
オ 説明会の開催	令和3年10月8日（金）
カ 調査への参加申込み	令和3年10月18日（月）～11月5日（金）
キ 調査の実施	令和3年11月15日（月）～11月29日（月）
ク 実施結果概要の公表	令和4年1月

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールの変更，中止，またオンライン方式による調査の実施等を検討する場合がありますので，あらかじめ御了承ください。

(2) 調査の流れ

ア 実施要領公表・配布

実施要領，様式及び資料を本市ホームページに公表します。紙での配布を希望する場合

は、令和3年11月5日（金）まで（土日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）に「8 問合せ及び連絡先」へ連絡の上、受け取りに来てください。

イ 現地見学会・説明会への参加申込み

調査への参加団体向けの現地見学会及び説明会を実施します。現地見学会の内容は主に土地・建物等の状況確認に関する事、説明会の内容は主に調査の実施方法に関する事を予定しています。

なお、現地見学会・説明会に参加しなくても調査に参加することは可能です。

【受付期間】 令和3年9月13日（月）午前8時45分～9月29日（水）午後5時15分

【現地見学会の実施期間】 令和3年10月4日（月）～10月15日（金）

【説明会の開催日】 令和3年10月8日（金）

※会場の都合により、開催日が変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【申込方法】

- ・現地見学会 上記受付期間中に現地を見学したい公民館本館に事前に連絡（※1）して訪問日時等を調整の上、必要事項を記載した現地見学会参加申込書（※2）を次の提出先（Eメールアドレス）に提出してから、当日の指定時刻に現地にお越しください。

※1 分館の見学希望も本館に連絡してください。ただし、学校に設置した分館の現地見学はできません。

※2 様式1-1を1施設につき1枚作成してください。（本・分館別）

- ・説明会 説明会参加申込書（様式1-2）に必要事項を記載し、上記受付期間中に次の提出先（Eメールアドレス）に提出してください。受付期間終了後に説明会の御案内をEメールで送付します。

【提出先】 kouminkan@city.asahikawa.lg.jp

※Eメールの件名は「旭川市公民館の運営に向けたサウンディング型市場調査の（現地見学会・説明会）参加申込み」としてください。

↑（ ）内のどちらか一方を選択してください。

ウ 質問の提出

調査に関して質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

【受付期間】 令和3年9月13日（月）午前8時45分～10月27日（水）午後5時15分

【提出方法】 質問票（様式4）に必要事項を記載し、上記受付期間中に次の提出先（Eメールアドレス）に提出してください。受付した質問はEメールで個別に回答します。ただし、調査の趣旨と関連のない質問等、内容により回答できない場合があります。

また、質問及び回答の内容は、原則として本市ホームページに公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 kouminkan@city.asahikawa.lg.jp

※Eメールの件名は「旭川市公民館の運営に向けたサウンディング型市場調

査の質問」としてください。

エ 調査への参加申込み

調査への参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

【受付期間】 令和3年10月18日（月）午前8時45分～11月5日（金）午後5時15分

【申込方法】 参加シート（様式2）及び対話シート（様式3）に必要事項を記載し、上記受付期間中に次の提出先（Eメールアドレス）に提出してください。受付期間終了後、調査実施日時及び場所をEメールにて連絡します。

※都合により、日時及び場所は御希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

【提出先】 kouminkan@city.asahikawa.lg.jp

※Eメールの件名は「旭川市公民館の運営に向けたサウンディング型市場調査の対話参加申込み」としてください。

オ 調査の実施

参加団体ごとに30～60分を目安に、個別に調査（対話）を実施します。活発な対話を実現するため、参加者は、市側、参加団体側ともに4人程度（東旭川公民館については市側6名程度）を想定しています。特に資料は求めませんが、説明の補足に必要な場合は、当日お持ちください。

カ 実施結果概要の公表

調査の実施結果は、概要を本市ホームページで公表します。公表に当たっては、参加団体のアイデア及びノウハウの保護に配慮するとともに、参加団体に対し公表前に内容確認をお願いします。なお、参加団体の名称は非公表とします。

7 その他

（1）調査の参加条件

参加団体は、事業の実施主体となる意向を有し、旭川市公民館条例第2条にある各公民館の対象地域内で住民が任意に設立した地域団体、又は法人若しくは法人のグループとします。参加団体の規模や営利非営利は問いません。なお、参加団体又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、調査に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されている者

イ 参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中の者

エ 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例16号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第2号に規定する暴力団員に該当する者

オ 国税又は地方税について滞納がある者

(2) 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられる場合は、調査(対話)を実施しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 参加の取扱い

調査は、現在、市が直営により運営している公民館の一部に対して指定管理者制度等の民間活用導入を検討するために実施するものであり、直営公民館への民間活用を確約するものではありません。

また、調査への参加実績が、直営公民館に指定管理者制度等を導入する場合に優位性を持つものではありません。

いずれもあらかじめ御承知おきください。

(4) 調査に関する費用

調査の参加に要する費用(書類作成にかかる費用又は説明会及び現地見学会、調査参加に要する交通費等)は参加団体の負担とします。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話(文書照会を含みます。)を行うことがあります。その際は御協力をお願いします。

8 問合せ及び連絡先

旭川市教育委員会 社会教育部公民館事業課

- ・ Eメールアドレス kouminkan@city.asahikawa.lg.jp
- ・ 電 話 番 号 (0166) 61-6194
- ・ 住 所 〒070-8003

旭川市神楽3条6丁目1番12号 旭川市神楽市民交流センター内